

多治見市新火葬場建設検討委員会（第3回）議事録

期 日 : 平成22年7月9日（金）
時 間 : 13時00分～15時00分
場 所 : 多治見市役所3階第1会議室

- 議題
- （1）議事録の確認について
 - （2）施設及び敷地規模計画に基づいた建物平面図等について
 - （3）各候補地における法規制等について
 - （4）評価の方法について
 - （5）その他

出席者

（委員）片山委員長、前田副委員長、笠倉委員、豊田委員、春田委員、宮島委員
（事務局）佐藤市民環境部長、堀江建設部長、浅野環境課長、市川副主幹（環境課）、
小木曾総括主査（環境課）、桂川主査（環境課）、中垣主任（建築住宅課）

13:00開会

1. 委員長あいさつ

2. 議題

（1）議事録の確認について

委員長より、前回委員会の議事録について修正意見等の有無を確認。特に意見が無かったため、事務局案の議事録を承認

（2）施設及び敷地規模計画に基づいた建物平面図等について

資料2に基づき、事務局より建物平面図について説明

【質疑】

（委員） 資料は平面図ですが、建物としてある程度の高さはとれますか。

（事務局） 建物は平屋建てを主で考えていますが、炉の関係から一部2階建てとして

図面を作成してあります。建物の高さとしては7～8メートルとなりますが、造成面がほぼ水平であるという仮定の中で作成してありますので、敷地の形状によっては、コストの問題などから造成面の高さを変えることによって、建物形状等が変わることもやむを得ないと考えます。今回は敷地選定ということで、同じレイアウトのものを各候補地へ仮に当てはめてみて、おさまるかどうかという視点で資料を作成しています。

(3) 各候補地における法規制等について

資料2及びパワーポイントを用いて、事務局より各候補地における法規制等について説明

【質疑】

(委員) 大藪のため池の候補地は官有地、笠原の候補地は市有地となっていますが、市有地と官有地は違うものですか。

(事務局) ため池の候補地は、以前は国有地でしたので官有地と表示してあります。現在は市に払い下げられて、市有地となっています。

(委員) 「市街化区域」と「市街化調整区域」について簡単に説明してください。また、保安林の解除が必要になるとのことですが、解除の手続き等は平成27年度の期限に間に合うと考えてよいのでしょうか。

(事務局) 簡単に説明しますと、「市街化区域」は開発が認められている区域であるのに対し「市街化調整区域」は開発が抑制されている区域です。ただし、市街化調整区域でも許可をとれば、建物を建てることはできます。なお、火葬場は都市施設ではないので、市街化調整区域でも建てるのが可能です。保安林については、市に許可権限がないので解除の手続きに必要な年数は明言できませんが、短くても1年はかかると考えます。許可をとらないと開発を進めることはできませんので、建設のためには、まず申請をして許可を得る手続きが必要です。

(委員) ため池の候補地の排水の問題は、旧開墾地の候補地についても同じ課題があると考えてよいですか。

(事務局) 両候補地について共通の課題です。

(委員) 建設にあたっての課題に、浄化槽の排水先が普通河川であり、下流で農業用水を取水しているため配慮が必要とあります。こういった配慮を考えていますか。

(事務局) この排水については特に法的な規制はありませんが、地元の方には感覚的な問題もあると思いますので、配慮が必要と考えるものです。例えば性能の高い浄化槽を設置して、できるだけきれいな水を排水するというような

対応が考えられます。

(委員長) 候補地ごとに、いろいろな特徴や課題があるということで、事務局で表をまとめていただきました。整理すると、地権者や周辺住民の方との協議という「人の問題」と、調整区域や保安林の解除などの「法的な問題」という2つに大きく分けることができると思います。法的な問題については、事務局である程度検討されてみえることと思いますが、「人の問題」は今後の展開の見通しも難しいように思います。こうした「人の問題」に関する情報で、行政で把握していることがあれば、可能な範囲でお話いただけますか。

(事務局) 1つ目の大藪のため池については、土地は市有地ですが、ため池の受益者が30名程度おり、受益者の方の同意が必要となります。また、候補地に隣接して民家があり、こちらにも同意があった方がよいと思います。次に同じ大藪の旧開墾地ですが、こちらは民有地であり、所有者は4人の個人の方と、1つの市内の企業、1つの財産区という計6つの地権者の方が所有してみえます。4人の個人所有者の方は可児市今地区の方で、地域への配慮から、地元の意向を気にかけてみえる状況です。松坂町については、地権者は地元の神社です。ここは地権者側から申し出のあった場所であり、土地の取得については大きな問題はないと考えています。周辺には、民家及び住宅団地があります。笠原町の候補地については、隣接する住宅はありませんが、少し離れた場所には病院や住宅団地があり、周辺への配慮が必要と考えます。

(委員) ため池の受益者の方には、もうお会いしたのですか。また、同意は得られそうなのでしょうか。そもそも、敷地について入手可能かどうかの見通しがある程度なければ、候補地として検討することが無駄になってしまいます。

(事務局) ため池については組合があり、組合長さんと接触済みです。どういう方法で同意を得るかを現在検討していただいているところです。

(事務局) ため池については、現在使っていない状況であることは皆さん承知して見えます。また、河川への排水による農業用水への影響については、直接用水路へ流すものではないので、それほど問題はないという認識をお持ちです。

(委員) どの地域でも「火葬場は必要なものであり、こういう施設を作りたい」というはっきりした説明がないと、あえて自分たちの地域に受け入れるという気持ちにはなれないのではないのでしょうか。

(委員長) これまでの説明から考えると、施設のイメージは、周囲に緑地帯を設けるなど自然に囲まれた静寂感のある施設になるかと思います。ただ、うかつ

に「自然」を強く謳ってしまうと、条件を絞ることになり、候補地の選定を難しくする恐れもあります。

(事務局) 火葬場を単に「火葬をする場所」としてではなく、故人と最後のお別れをするためのステージ作りと考え、委員の皆さんには、全体的なイメージも含めて候補地の検討をしていただきたいと思います。

(事務局) 前回委員会で、そうしたコンセプトや事例についてご意見をいただき、地域報告会の資料を修正しましたので、ここで確認していただきます。

～地域経過報告会用のパワーポイント資料（修正版）をスクリーンにて確認～

(委員) 周囲に自然の多い火葬場の事例が新たに加わっていますが、航空写真や施設内部の写真が多いように感じます。もっと自然の中に建っている様子のわかる、風景と建物が一緒になった写真を加えることはできませんか。コンセプトの中の「緑に囲まれて心を癒せる空間」という部分を説明する事例が足りないように感じます。大藪の候補地などは深い緑に囲まれており、そうした写真があるとイメージがわかりやすいのではないのでしょうか。建物は古くてもいいので、周囲と建物が一体化した写真があるといいと思います。

(委員) 自然に囲まれた景観は人を送るのにふさわしいイメージがあると思います。図中の各コンセプトについてそれぞれ写真があるといいですね。

(事務局) 資料には、現在の段階で入手できた写真を用いていますが、さらにより事例や写真がないか引き続き検討します。

(事務局) 資料2比較表中の各候補地における課題については、これで全てではありません。たとえば、これから検討していくことになりますが、造成費の問題なども大きな課題になる場所があります。ふさわしい場所と実現性の高い場所というのが交錯する中で検討をすすめていただくことになりますが、お気づきの点がありましたら、また教えていただきますようお願いします。

(4) 評価の方法について

候補地の評価方法について事務局より説明

(委員長) 市民目線での「使う側としての使い勝手」という点や、地元の同意が得られるかということ、建物と全体の調和がとれているかなどさまざまな視点から評価ができると思います。これまでの委員会の議論や、これから行なわれる地域報告会での皆さんのご意見などを踏まえて、また、前の候補地選定委員会での点数のつけ方なども参考に、事務局と私（委員長）の方で

原案をつくりますので、次回以降にそれを委員会へ提出して、委員の皆さんにご意見をいただくという形をとりたいと思います。

(委員) こうした施設を作る場合には点数によって決定することが多いですが、点数のつけ方によっては、評価が高くなった候補地に、難関の課題があるという場合もでてくるかと思います。そのためにも各項目には重み付けをしていただきたいと思います。また、委員だけでなく行政にも評価してもらい合算するという方法も考えられます。

(委員長) 項目がふえると重み付けが難しくなりますが、各項目への重み付けは評価するうえで大変重要ですので、その点も含めた検討をしていただきますようお願いします。それでは、さきほど提案しましたとおり、事務局と委員長、場合によっては副委員長にもご意見を賜って、原案を作成しますのでよろしくお願いします。

(5) その他

説明会に参加できない方への対応として、基本的な事項についてのQ&A(資料5)を20日にHPに掲載する旨を事務局より説明。意見等があれば数日中に事務局へ申し出ることとした。また、今後のスケジュールについて、8月26日に予定されていた第5回委員会を、9月1日午後1時からに変更することを確認した。

(委員長) それでは、次回、第4回委員会は。8月3日の午後1時から開催となりますのでよろしくお願いします。以上で本日の委員会は終了とします。

15時00分 終了